



第3部 資料

1. 各アンケート調査について
2. 用語の解説
3. 第3期すくすく大分っ子プランの策定経過
4. 大分市子ども・子育て会議委員名簿
5. 大分市子ども・子育て会議条例
6. 大分市子ども条例
7. こども基本法（抜粋）
8. 子ども・子育て支援法（抜粋）



資料 1 各アンケート調査について

1. 大分市子育てに関するアンケート調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画策定のための調査であり、県下16市町で統一して実施しました。

- ①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、量の見込みを設定するためのニーズ調査
- ②現行プランの成果指標の達成状況を把握するとともに、現プランの総括及び次期プランの目標設定等の資料

(2) 調査期間

2024（令和6）年1月4日（木）～2024（令和6）年1月19日（金）

(3) 調査方法

郵送により配布、郵送により回収及びWEB回答による無記名アンケート方式

(4) 調査の対象

	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合 計
①調査人数	2,700人	2,700人	5,400人
②回収人数	1,631人	1,760人	3,391人
③回収率	60.4%	65.2%	62.8%

※住民基本台帳（2023（令和5）年10月1日現在）より、年齢、地区ごとに無作為抽出

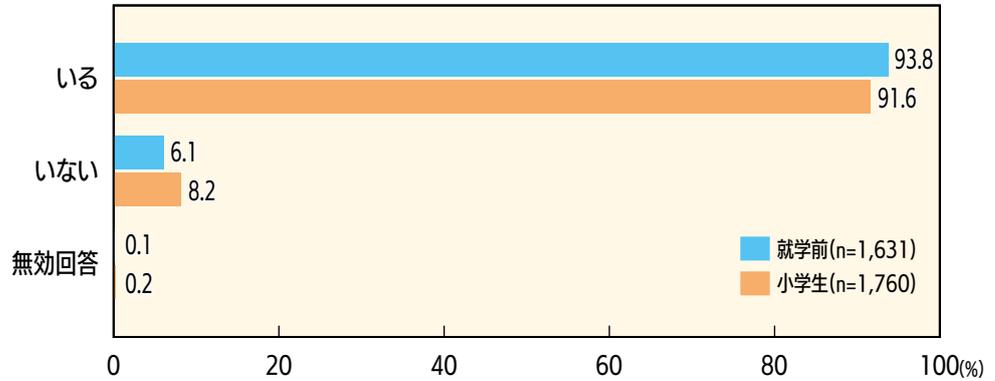
(5) 本アンケート結果における注意点

- ①集計結果は百分率で算出し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ②図表中の「n」は、有効回答総数、もしくはその設問に答えるべき該当者数を表しています。

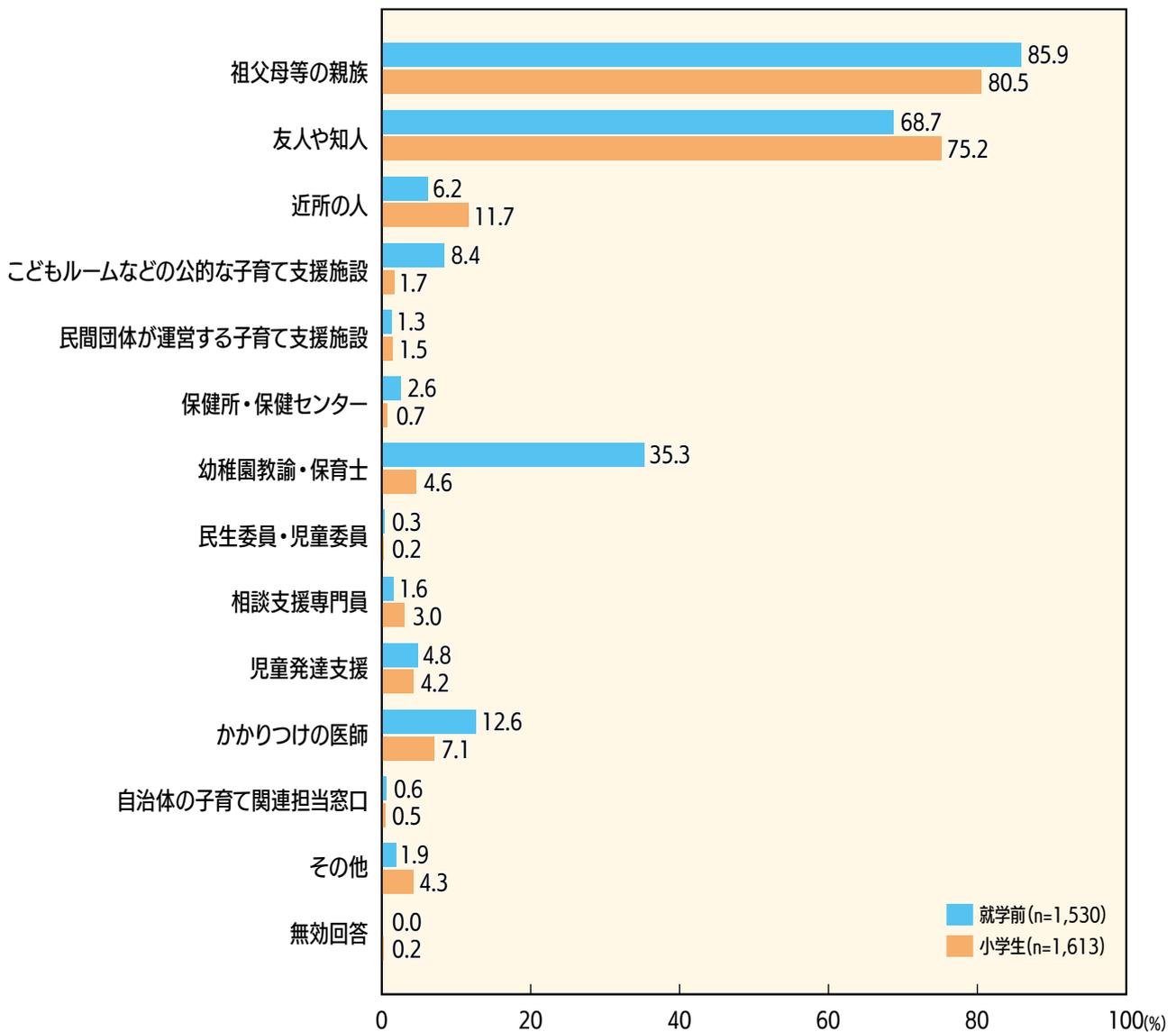


2. 結果の概要

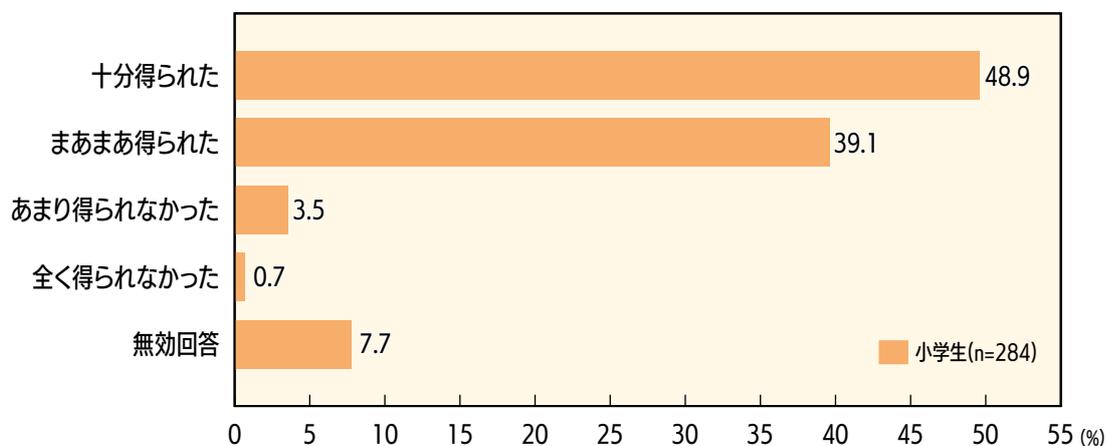
子育てをするうえで、気軽に相談できる人はいますか



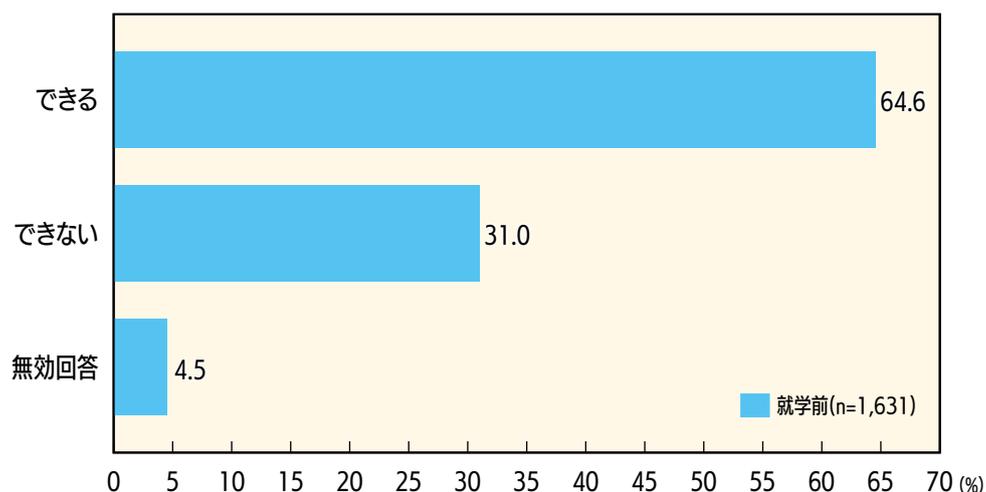
子育てに関して、気軽に相談できる相手は誰ですか（複数回答）



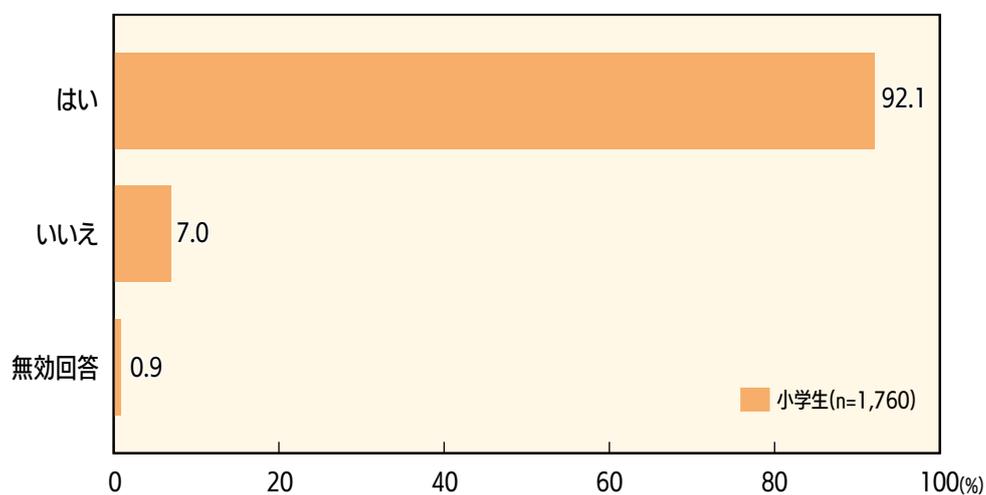
就学までの教育内容や教育活動に満足感は得られましたか
 (幼稚園や保育所、認定こども園等に通っていた小学1年生のこどもの保護者対象)



希望した時期や時間に教育・保育サービスを利用できますか

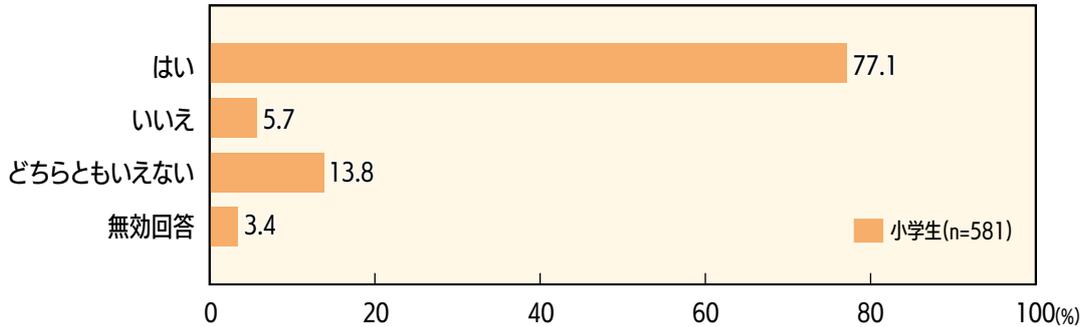


学校で子どもたちが健やかに育っていると感じますか

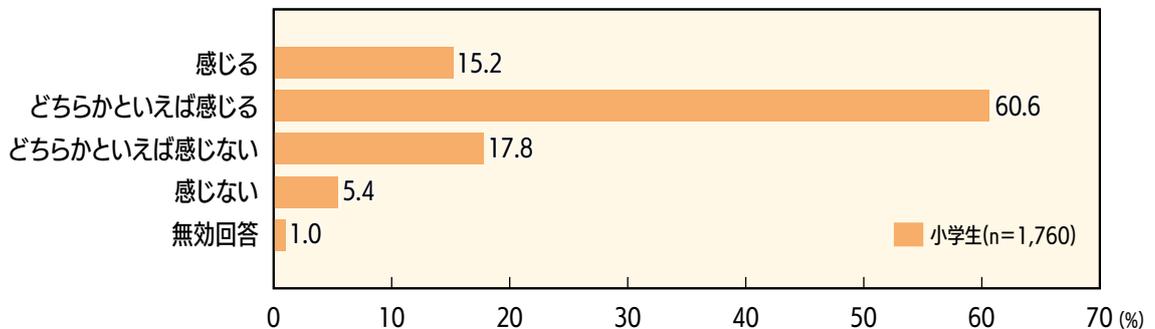




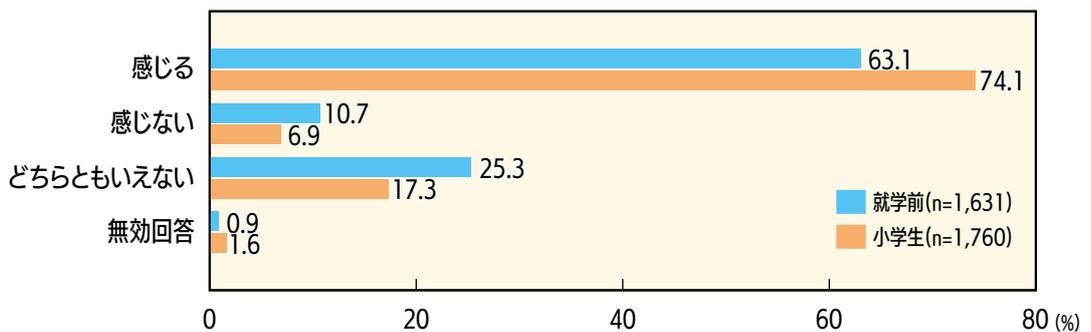
運動を見たりしたりするのは楽しいですか (小学校3年生、小学校6年生対象)



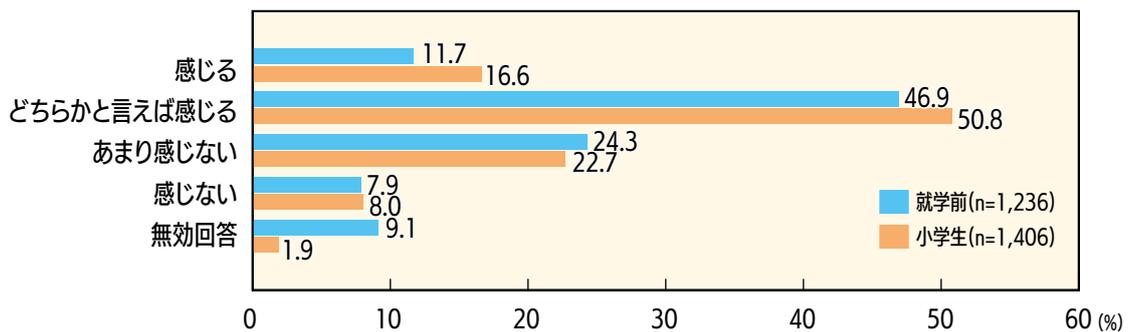
学校、家庭、地域社会が協働して「信頼される学校づくり」の取組を進めていると感じますか



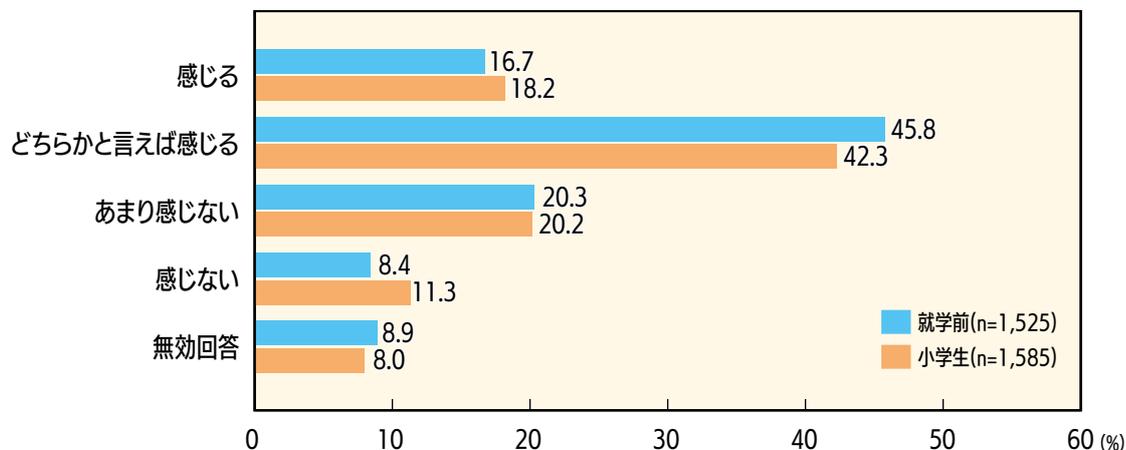
子育てにかかる経済的負担が大きいですか



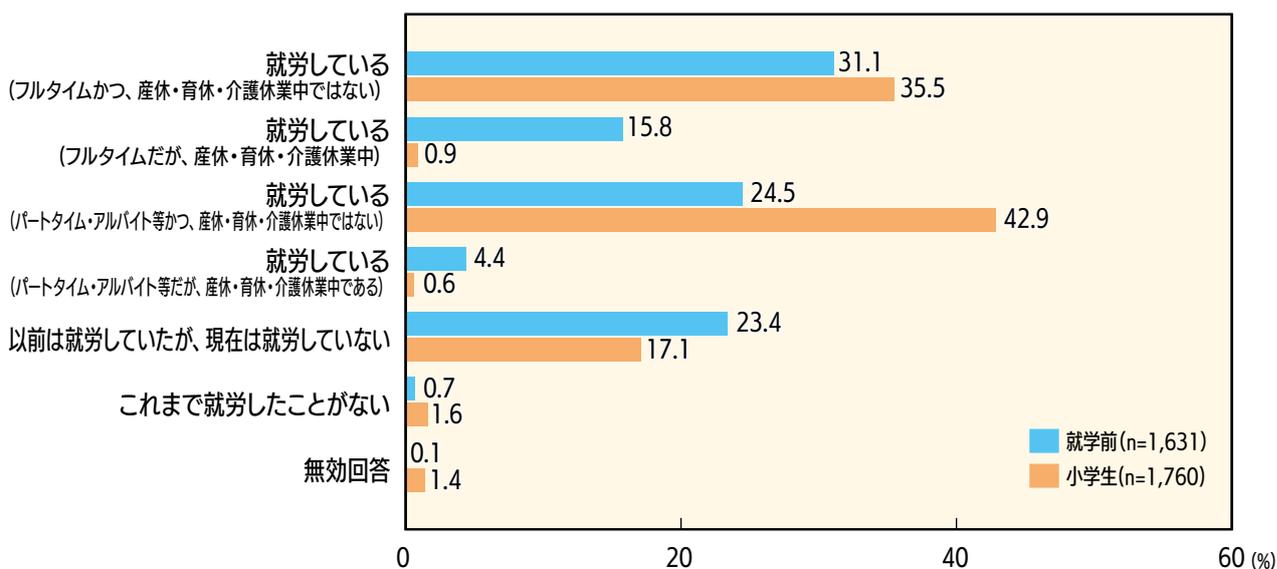
仕事と家庭生活の両立ができていると感じますか(母親)



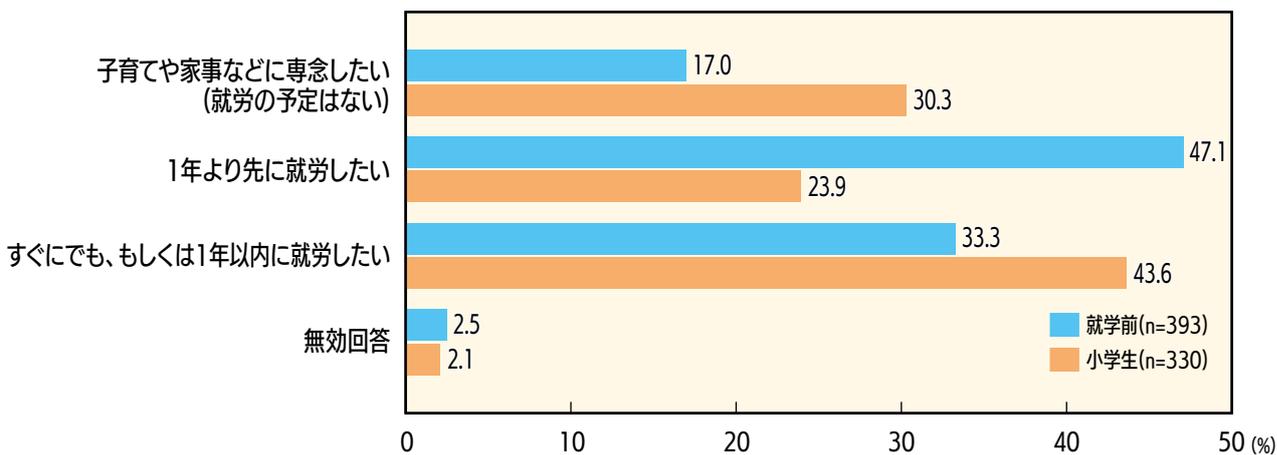
仕事と家庭生活の両立ができていると感じますか(父親)



母親の現在の就労状況(自営業、家族従業者を含む)はどうか

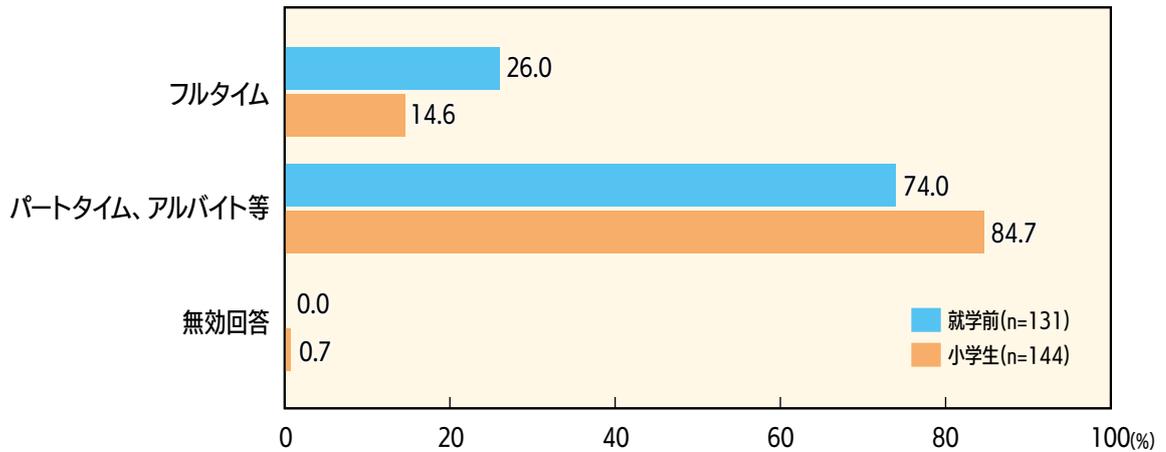


母親の就労希望はありますか

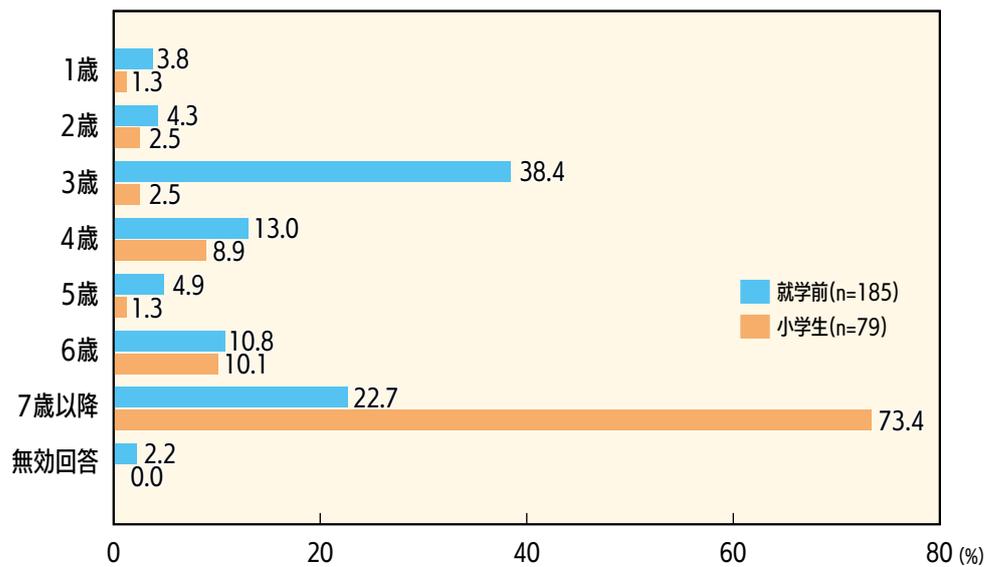




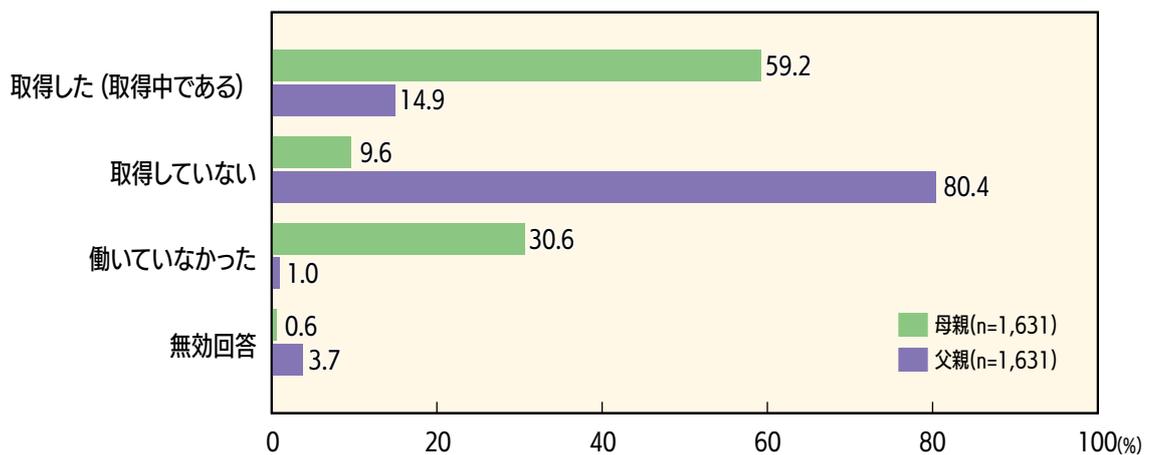
母親が希望する就労形態は何ですか



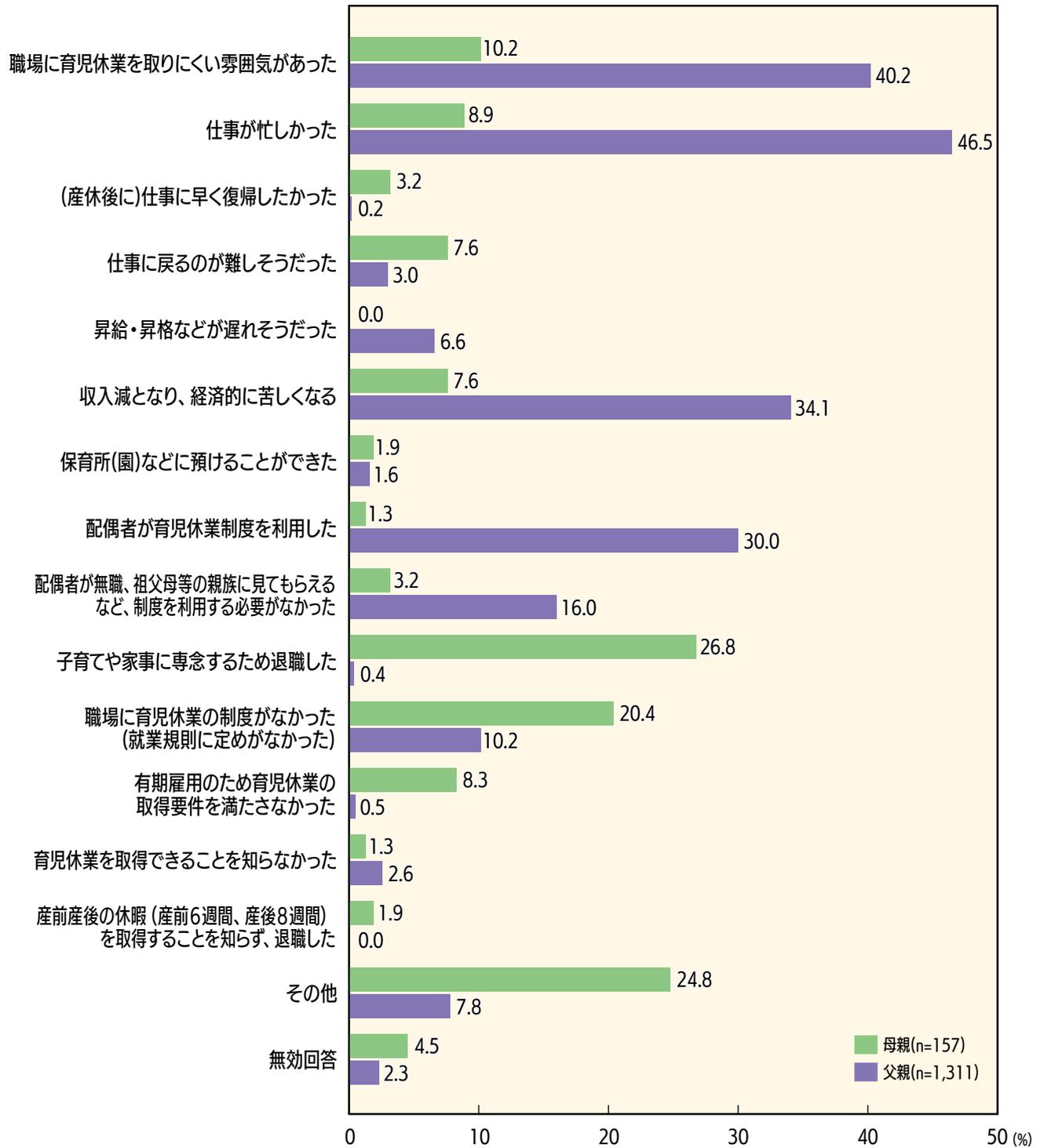
一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか



育児休業の取得状況についてお尋ねします(就学前児童の保護者対象)

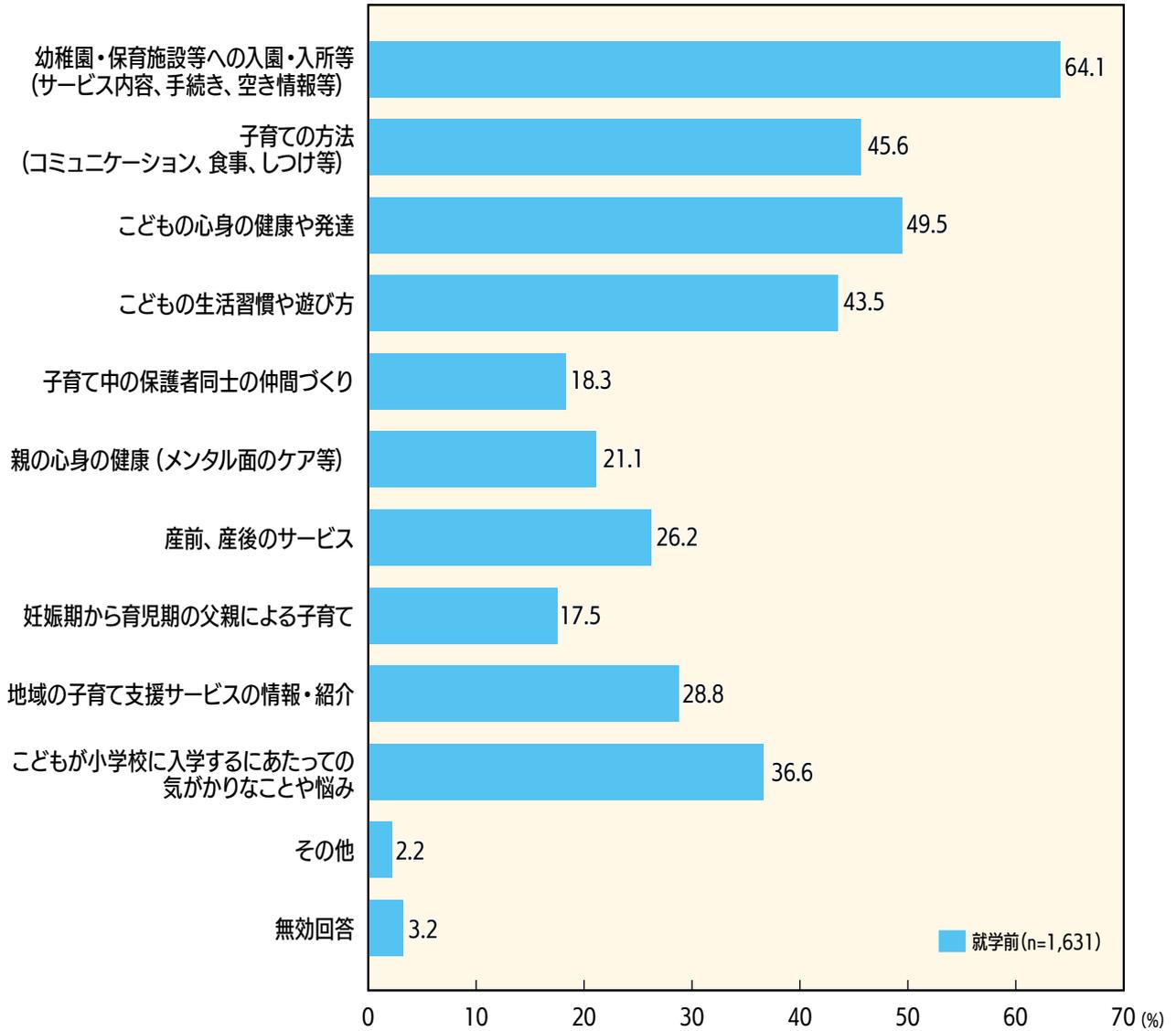


育児休業を取得しなかった理由は何ですか(複数回答)

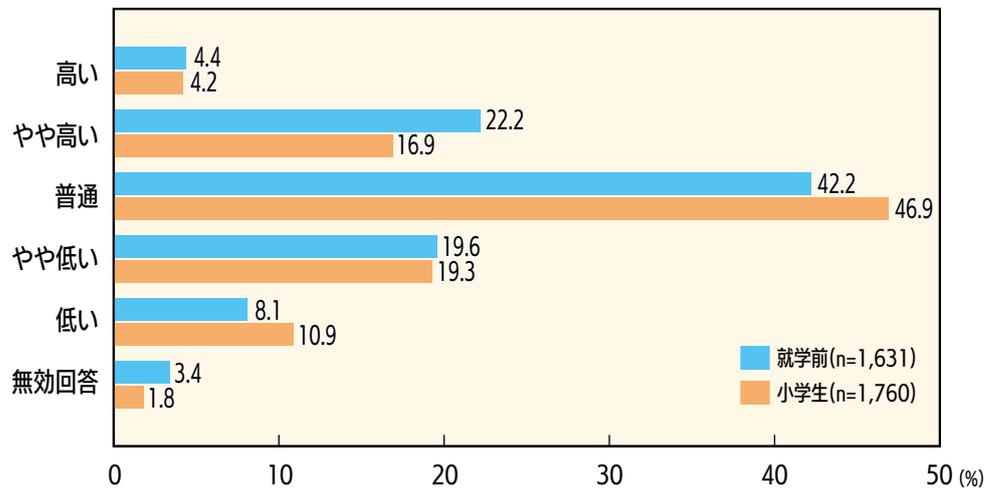




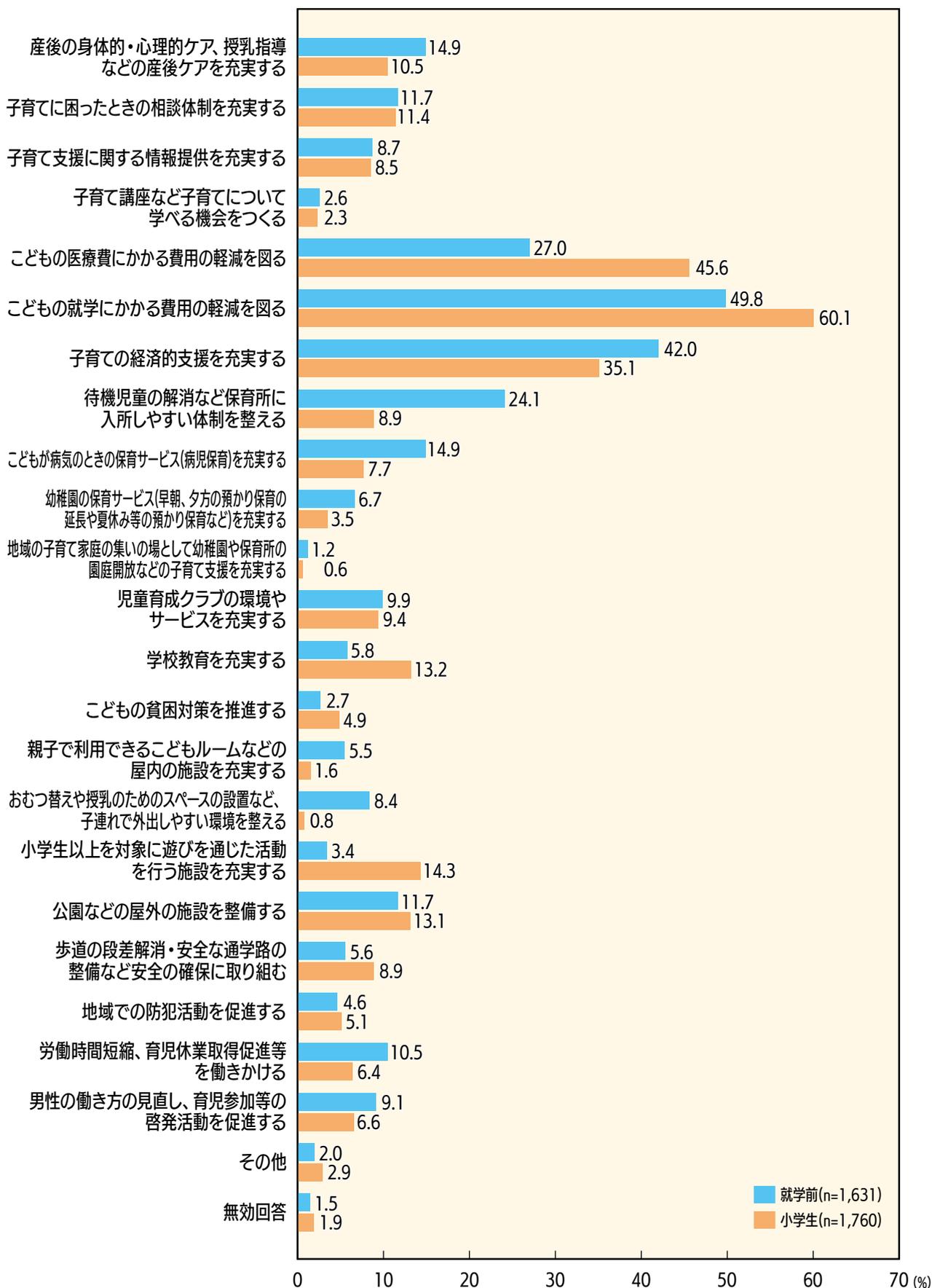
小学校就学前のお子さんの子育てに関して、どのような情報提供や相談・支援を受けたいと思いますか（複数回答）



お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度について



大分市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか（複数回答）





2. 大分市子どもの生活実態調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

こどもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査を行い、調査結果の分析や前回調査との比較をもとに本市の課題や特性を踏まえたこどもの貧困の解消に向けた対策等に係る基礎資料とするため実施しました。

(2) 調査期間

2023（令和5）年8月10日（木）～2023（令和5）年9月14日（木）

(3) 調査方法

無記名アンケート方式

- ・就学前児童（5歳児）の保護者（地域バランスを考慮し、無作為抽出）は郵送により配布・回収
- ・小中学校の児童・生徒とその保護者（クラス単位での抽出）は、小中学校を通じて配布・回収

(4) 質問内容

世帯の構成・収入・就労・生活状況、こどもの生活習慣、学習習慣、自己肯定感など、内閣府が示した調査項目の具体例に則した内容（保護者：37問、児童及び生徒：36問）

(5) 調査の対象

対象	就学前児童 (5歳児)の保護者	小学5年生 の保護者	中学2年生 の保護者	小学校 5年生	中学校 2年生	合計
①配布数	2,600人	2,666人	2,620人	2,666人	2,620人	13,172人
②有効回収票数	1,510人	2,430人	2,232人	2,431人	2,233人	10,836人
③有効回収率	58.1%	91.1%	85.2%	91.2%	85.2%	82.3%

2. 結果の概要

本調査では、経済的側面のみで貧困を定義することへの疑問も呈されているため、世帯年収をもとにした「相対的貧困世帯」に、生活実態が見えやすい「はく奪指標」を分析に加えたものと「生活困窮世帯」として定義しています。

なお、この定義は本市の生活困窮世帯の実態を把握するための調査上の定義であり、本市の実際の貧困層の割合を示したものではありません。

世帯類型	就学前児童 (5歳児)	小学校 5年生	中学校 2年生	合計	前回調査 合計(H30)
生活困窮世帯	170世帯 (11.3%)	305世帯 (12.6%)	314世帯 (14.1%)	789世帯 (12.8%)	963世帯 (16.0%)
生活困窮ではない世帯	1,337世帯 (88.5%)	2,115世帯 (87.0%)	1,901世帯 (85.2%)	5,353世帯 (86.7%)	5,053世帯 (83.8%)
全体	1,510世帯	2,430世帯	2,232世帯	6,172世帯	6,030世帯

※相対的貧困世帯：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準（貧困線）とし、その貧困線以下の世帯

※はく奪指標：人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかったりする状況を指標化したもの（誕生日のお祝い・生活必需品の非所有等）。

※「生活困窮世帯」と「生活困窮ではない世帯」の合計値と「全体」の数値の30件の差は、「相対的貧困世帯」と「はく奪指標」に関する質問の両方に無回答の世帯（就学前児童（5歳児）調査で3件、小学校5年生調査で10件、中学校2年生調査で17件）の件数

3. 大分市子ども・子育て支援に関するアンケート (中高生とその保護者及び若者向け)

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

大分市の将来を担う中学生・高校生や19～29歳の若者が結婚や子育てについて今どのように考えているか等の実態把握を行うことを目的に実施しました。

(2) 調査期間

2024(令和6)年2月2日(金)～2月18日(日)
及び同年5月13日(月)～6月2日(日)

(3) 調査方法

郵送により配布、WEB回答による無記名アンケート方式

(4) 調査の対象

対 象	中学生・高校生	中高生の保護者	若者 (19～29歳)	合 計
①調査人数	8,600人	8,600人	4,000人	21,200人
②回収票数	1,653人	3,070人	810人	5,533人
③回収率	19.2%	35.7%	20.3%	26.1%

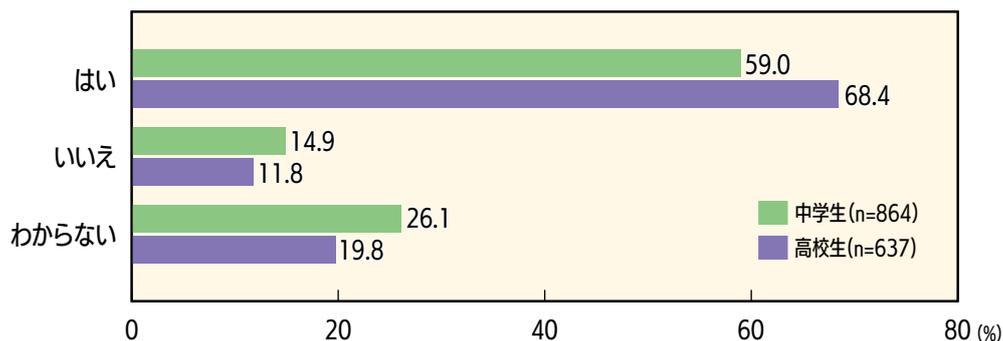
(5) 本アンケート結果における注意点

- ①集計結果は百分率で算出し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ②図表中の「n」は、有効回答総数、もしくはその設問に答えるべき該当者数を表しています。

2. 結果の概要

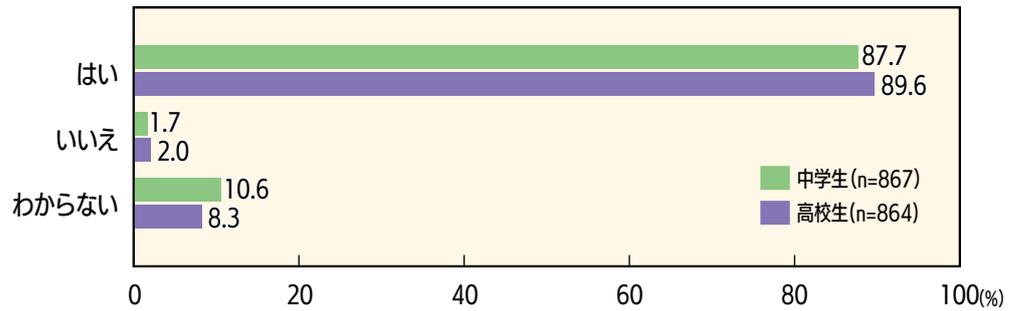
<中学生・高校生向け調査>

あなたは将来の夢や希望をもっていますか

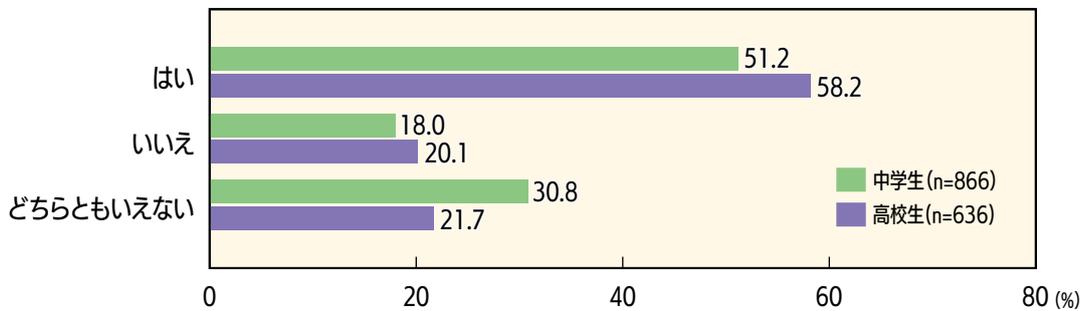




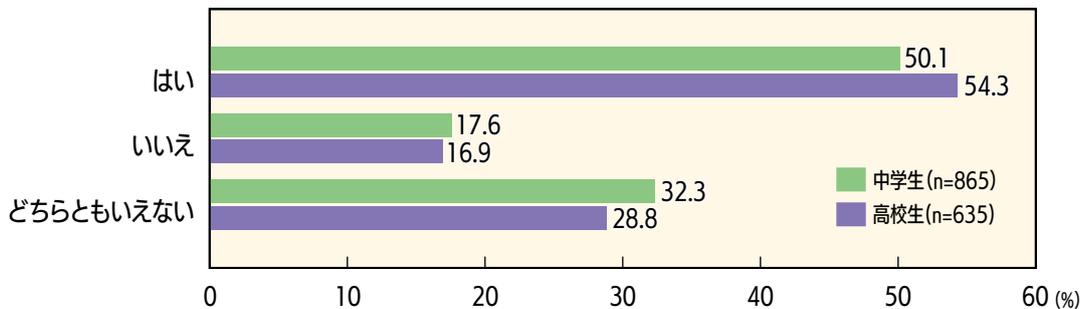
周りの人も自分と同じように大切な存在だと思いますか



将来、結婚したいと思いますか

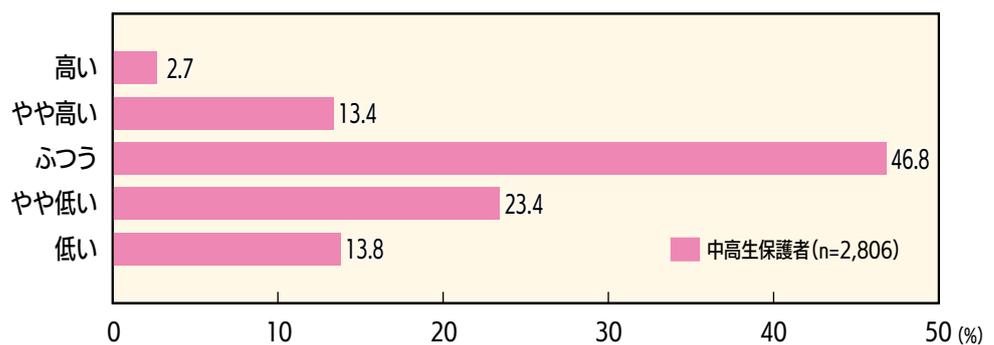


将来、子育てしたいと思いますか

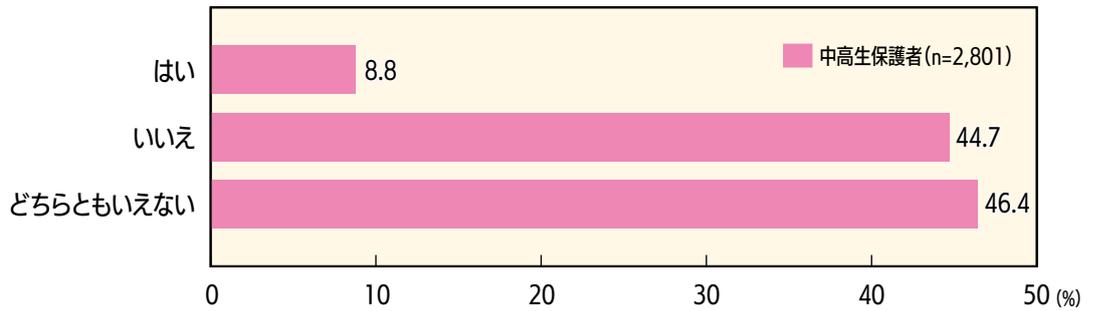


<中学生・高校生の保護者向け調査>

子育ての環境や支援への満足度について

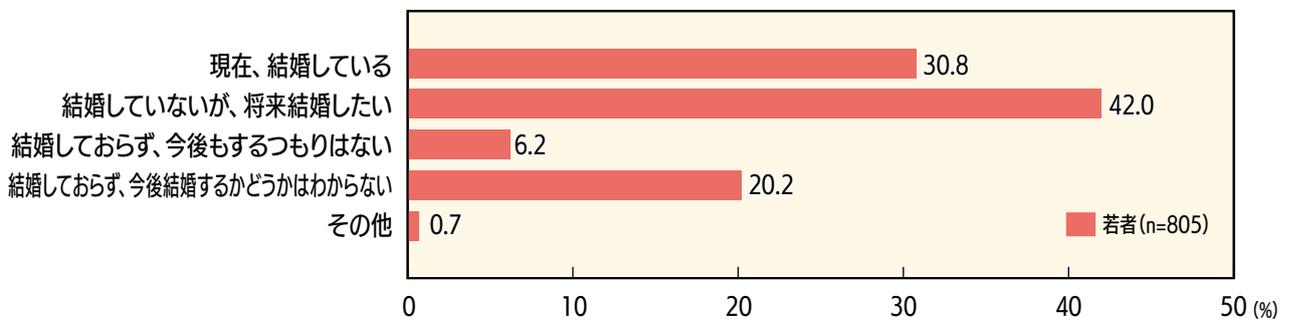


子育て支援サービスの情報を得やすいと感じますか

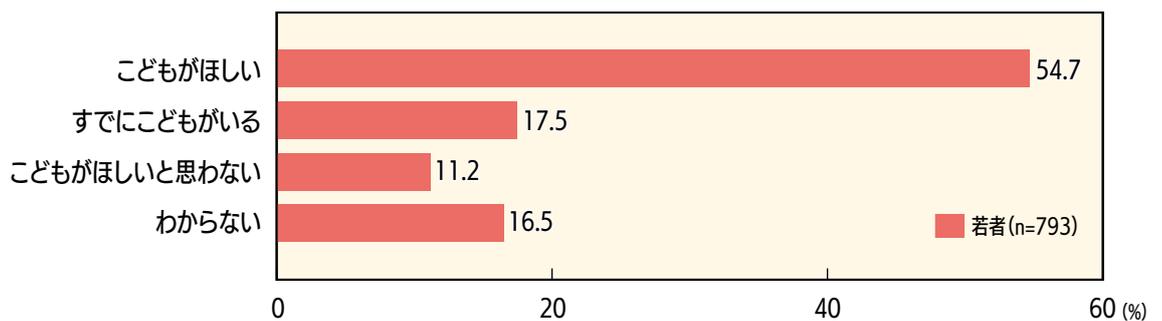


<若者向け調査>

婚姻状況について教えてください

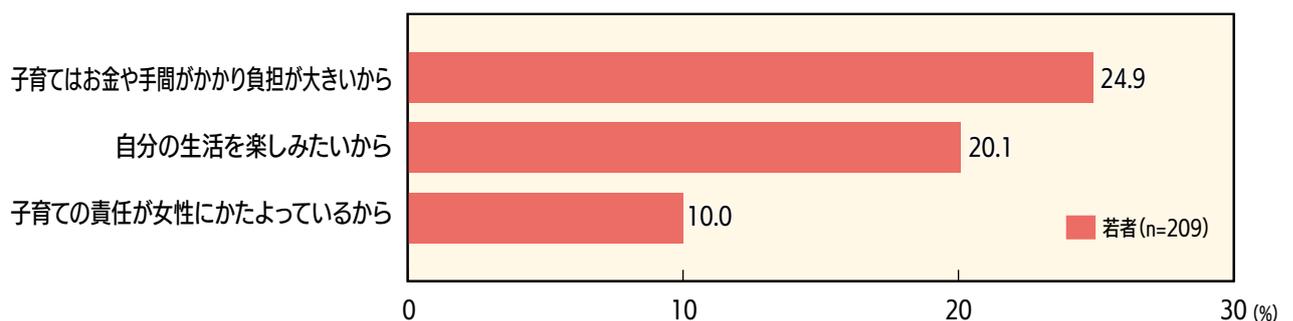


将来、子どもが欲しいと思いますか



将来、子どもが欲しいと思わない理由は何ですか (回答は3つまで)

※上位3つを抜粋して掲載





4. 高校生との意見交換会

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本市のこども・子育て支援について、直接、高校生の意見を対面で聞き取ることが目的とし、座談会形式で実施しました。

(2) 実施日時

2024(令和6)年2月24日(土) ほか

(3) 参加者

大分県高校生団体に活動する高校生ほか 約20人

2. 主な意見

- ・勉強スペースを増やしてほしい。特に静かにしなければいけない図書館のような勉強スペースではなく、お互い教え合いながら勉強できるようなスペースだとおよい。
- ・家と学校と塾の行き来ばかりなので、それ以外の場所が欲しいという気持ちがある。
- ・情報を得る際にネットはネットで手間がかかる。紙の冊子などでの情報発信も必要ではないか。
- ・ネットで交流することもあるが、実際に会って目を見て話す方が安心感がある。

資料2 用語の解説

英数字

●DV (Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンス)

現在または元の配偶者、内縁関係、交際相手といった親密な関係にある者の間で、一方が他方のパートナーをさまざまな暴力を用いて支配する関係のこと。身体的暴力(殴る、蹴る等)のみならず、精神的暴力(暴言、無視等)、経済的暴力(生活費を渡さない等)社会的暴力(交友の制限等)、性的暴力(避妊に協力しない等)なども含めます。

●MR (Measles・Rubella)

麻疹(=はしか、Measles)・風しん(Rubella)。

●NPO法人(特定非営利活動法人)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称をNPO(Non Profit Organization:非営利活動団体)と言います。そのうちNPO法人とは、特定非営利法人活動促進法に基づき法人格を取得した法人を指します。

あ行

●いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針です。

●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・導尿等の医行為です。

●ウエルカムパーティー

子育て交流センターで定期的で開催するイベントです。市外から転入した子育て世帯に対し、大分市の子育てに関する情報提供を行うとともに、交流会を開催し、大分市で安心して子育てできるよう支援します。

●エスペランサ・コレジオ

職業に関する専門的な知識・技能の修得及び一般教養の向上に意欲のある青少年等の学習活動の支援を行う社会教育施設です。

●大分県中央児童相談所

児童相談所はこどもの福祉の推進を図るため児童福祉法に基づき設置された県の機関で、18歳未満のこどもに関する専門的相談を扱っています。児童福祉司、児童心理司などが相談に応じ、必要に応じて社会診断、心理診断などを行い、こどもの自立支援を行います。また、必要な場合にはこどもの一時保護や、児童福祉施設又は里親への措置も行います。

●大分市交通問題協議会

学童・園児の通学路等における交通事故防止はもとより、広く交通安全対策の徹底を図るために1986(昭和61)年に設置された協議会で、警察や道路管理者などの関係者で組織されています。

●大分市児童虐待問題等特別対策チーム

児童虐待や配偶者からの暴力、非行や不良行為など複雑・多様化する児童虐待問題等について総合的な対応を図るため庁内に設置している対策チームです。

●大分市生活安全推進協議会

市民生活に係る安全意識の高揚を図り、市民の自主的な安全活動を推進することにより、安心して生活できる環境を確保することを目的に1999(平成11)年に設置された協議会で、地域の生活安全推進活動団体の代表者や専門知識を有する学識経験者で組織されています。

●大分市相談支援ファイル「つながり」

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行うために、特別な支援や配慮を必要とする幼児児童生徒の情報を整理したファイルです。



●大分市要保護児童対策地域協議会

要保護児童等（虐待を受けている児童のほか、保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童等）の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関のことで。

●大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議（中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議）

児童虐待問題に対応するため、大分市が独自に開催している会議です。この会議は、地域（中学校単位）のこどもに関わる関係機関（小・中学校、幼稚園、保育所、警察、民生委員児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健所等）の実務者により構成されます。

●大分市幼保小連携推進協議会

大分市の幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育・保育施設と小学校との連携に関する各校区、行政等の取組の進捗状況や幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る連携のあり方などについて情報交換や研究を行う場です。

か行

●学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度のことで。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができます。

●学校内外での相談・指導等

不登校児童生徒に対する、学校内（養護教諭、スクールカウンセラー等）や学校外（教育支援センター、医療機関、民間施設等）による専門的な相談・支援等のことを指します。

●学級集団検査

学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、学級集団の様態を質問紙によって測定するもので、いじめや不登校の未然防止、よりよい学級集団づくりに活用することができます。

●学級生活満足群

学級集団検査において、学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒が位置・分類される群のことです。

●家庭的保育事業

少人数を対象に家庭的保育者の居宅など家庭的な環境の中で、こどもの発達の段階に応じたきめ細やかな保育を行う事業のことです。

●企業主導型保育事業

認可外保育施設が運営する事業所内保育事業のうち、国が設けた独自の基準を満たし、国からの助成及び援助を受けて保育を提供する事業であり、保育施設を設置した企業で働く従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもに保育を提供します。

●ケアリーバー

児童養護施設や里親家庭などの社会的養護の経験者のことを指します。「ケア（care：保護）」と「リーバー（leaver：離れた人）」を合わせた造語となっています。

●合理的配慮

一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

●高齢妊婦

年齢の上昇にともなって胎児の先天異常、妊娠合併症のリスクや帝王切開分娩の割合が高いことが知られています。ちなみに、35歳以上で初めて出産する初産婦を高齢出産と定めています。（日本産科婦人科学会より）

●子育てサロン

主に地域のボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員等が組織しており、地域の公民館などを利用して、子育て中の親子が気軽に集う、ふれあいの場として開設しています。



●子ども家庭支援センター

中央（大分市庁舎城崎分館）、東部（鶴崎市民行政センター）、西部（植田市民行政センター）の3か所に設置しており、子育ての心配やこども自身の悩み事など、0～18歳未満までのこどもに関するあらゆる相談を受けるところです。相談内容に応じて、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行い、よりよい解決やこどもの成長をお手伝いします。中央では、DV相談も受け付けています。

●こども家庭センター

児童福祉法等の改正により市町村の設置が努力義務とされているもので、母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うところです。大分市には、2024（令和6）年4月より、中央（大分市庁舎城崎分館及び大分市中央保健センター）、東部（鶴崎市民行政センター）、西部（植田市民行政センター）の3か所に設置しています。

●こども連絡所

こどもたちが、登下校時や公園・広場などで知らない人から声をかけられたりした時に、助けを求めることのできる民家、商店、事務所などです。

さ行

●産後うつ

産後1～2週間から数か月以内に気分の落ち込み、日常生活で興味や喜びがなくなるなどの症状が現れ、これらの症状が2週間以上続き、そのために著しい心理的な苦痛を感じたり、家事や育児に障がいやきたしたりする場合に、産後うつ病が疑われます。

●事業所内保育事業

保育施設を設置した企業で働く従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもに保育を提供する事業です。

●自主防犯パトロール

こども達の登下校時の見守り活動等、安全・安心な市民生活のため地域住民等が自主的に取り組む防犯活動です。揃いのベストやたすき等を着用し、その活動を広く周囲にアピールすることで、防犯抑止に大きな力を発揮しています。

●次世代育成支援対策推進法

これまでの少子化対策の取組に加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、平成15年7月に成立・公布されたのが「次世代育成支援対策推進法」です。この法律の中では、次代の社会を担うこどもの育成環境の整備を行うため、国や地方公共団体及び一般事業主（300人以上雇用の場合）に「行動計画」の策定が義務付けられました。この法律は、当初、平成26年度末までの時限立法として制定されましたが、その後の法改正により、現在では法律の有効期限が2034（令和16）年度末まで延長されています。

●児童生徒支援引継ぎシート

学年間や学校種間のきめ細かな連携を通し、いじめ等を含む問題行動や不登校を未然に防止するとともに、継続した指導・支援を行うための引継ぎシートのことです。

●若年妊婦

20歳未満の妊婦のことです。若年では、身体的・社会的・精神的未熟性のためリスクを伴いやすくなります。

●小1の壁

こどもがいる親が、こどもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になることをいいます。延長保育制度がある保育所に対して学童保育（放課後児童クラブ）は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えること等が原因と考えられます。

●小規模保育事業

3歳未満児の少人数（定員6～19人）を対象に、比較的小規模できめ細やかな保育を行う事業です。

●小児救急電話相談

こどもが病気やケガで心配なときや、病院へ行った方が良いかどうか判断に迷ったとき、看護師が相談に応じます。

●助産所

助産師が、分娩の手助けや妊産婦等に保健指導等を行う場所のことです。



●女性相談支援センター

2024(令和6)年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、婦人相談所から女性相談支援センターに名称変更されました。各都道府県に1か所設置されており、元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で配偶者間の暴力に対しても相談・保護に取り組んでおり、2001(平成13)年4月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられています。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から1級から7級の等級が定められています。

●新体力テスト

文部科学省では、1964(昭和39)年以来「体力・運動能力調査」を実施していましたが、1999(平成11)年度の体力・運動能力調査から導入した「新体力テスト」は、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全面的に見直して、現状に合ったものとなりました。

●心肺蘇生法

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人に、一刻も早く脳に酸素を送り、救命へのチャンスを維持するために行う循環の補助方法です。心臓マッサージや人工呼吸を行います。

●スクールカウンセラー

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家のことです。1995(平成7)年以降、文部科学省が、暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置しています。

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱えるこどもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のことです。

●すくすく赤ちゃんルーム

6ヶ月から11ヶ月の乳児と保護者が毎月1回、こどもルームや保健所に集い、保育士や栄養士、保健師などが育児に関する講習を行い、遊びを通して交流の場を提供しています。

●すこやか育児(電話)相談

中央保健センター、東部・西部保健(福祉)センター、各健康支援室において、保健師、栄養士が窓口相談・電話相談に応じるもので、乳幼児の保護者の方等を対象に育児に関する悩み等の相談に応じます。

●すこやか大分っ子サポートパトロール

各校区・地区の青少年健全育成協議会(青少協)が主体となり、青少年の非行防止及び安全確保のために行っている巡回・見守り活動です。自治委員・民生児童委員・補導員・老人会・学校教職員・PTA保護者・警察等、地域の実情に応じて関係者が協力して実施しています。

●生活困窮世帯

2023(令和5)年度に実施した「子どもの生活実態調査」において、世帯年収の質問への回答から貧困線を算出(同調査では118,8万円)し、その貧困線以下の世帯年収であった世帯及び同調査において世帯年収の質問に回答をしなかった世帯のうち、はく奪指標(※)に該当した世帯のことです。

(※)はく奪指標とは、人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかったりする状況を指標化したものです。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に定める一定程度の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳の交付により精神障がい者の自立と社会参加を促進するための様々な支援を受けることができます。障がいの程度により、重度の側の1級から3級の等級が定められています。

●潜在保育士

保育士資格を持ち、現在保育所等に勤務していない人のことです。



た行

●待機児童

保育の必要性の認定（2号または3号）を受け、保育所等に入所を希望していて、入所できていない児童（未入所児童）のうち、国が定義する一定の条件を満たすケース（特定の保育施設への入所を希望等）を除いた児童を指します。

●地域子育て支援室

行政、地域、その他の団体が一体となって地域で子育てを支援できるようサポートを行う子育ての総合的な拠点です。保護者が「親」として育つための場づくりや情報提供、子育て相談（電話、面接、訪問）を行ったり、また地域で運営されている子育てサロンやサークルに対して運営方法や遊びの相談等、地域に訪問して支援活動を行っています。

●中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できない状態のことです。

●適正受診

緊急やむを得ない場合を除き、かかりつけ医への診療時間内の受診を行うことです。「日中は仕事がある」「夜間の方が待ち時間が短い」などの理由で、休日・夜間に受診すると、救急医療を必要とする重症患者の対応が困難になるとともに、医療従事者の過重な負担にもつながります。

な行

●乳幼児突然死症候群

それまで元気だった赤ちゃんが、何の兆候も既往歴もないまま、眠っている間に突然死亡してしまう疾患です。

●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって大分市長が認可している認可保育所以外のものです。認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に大分市長に対する届出が義務付けられています。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

は行

●ハイリスク児

低出生体重児、早期産児、病気や発育の遅れがある児、保育環境に課題がある児等で、継続支援が必要な児のことです。

●バリアフリートイレ

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称です。

●ファミリーパートナー

子育て家庭の保護者や妊婦からの子育て相談に応じ、必要な子育て支援事業やサービスを紹介します。より専門的なアドバイスができるよう保育士、心理士、保健師が、子育て交流センター、鶴崎こどもルーム、穂田こどもルームに配置されています。

●フッ化物塗布

フッ化物ゲル、あるいは、フッ化物溶液を直接歯に塗布するむし歯の予防法です。うがい等が難しい乳幼児にとっては、特に有効なむし歯予防法として評価を得ています。

●不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものです。

●プレママ・プレパパスクール

初妊婦とその夫に対し、妊娠期からの身体的変化や子育てに関する知識などを学ぶ機会を提供し、不安の解消と、安心して出産を迎えられるために開催する育児教室です。

●保育コンシェルジュ

保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う専門の相談員です。



●放課後児童支援員

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員で、保育士等の資格を有し、かつ県が行う研修を終了した者のことです。

●放課後児童支援コーディネーター

大分市放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブ、保護者、学校等と連携を図りながら、放課後児童クラブに在籍する児童又は放課後児童クラブの利用を希望する児童であって特に配慮を要するものが、その発達段階や個性に応じ、安心して放課後を過ごすことができるよう支援する者のことです。

●保護命令制度

配偶者や同居する交際相手から身体的暴力や脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、裁判所が相手方に対し被害者への接近や電話等の禁止、住居からの退去を命じ、被害者の生命又は身体の安全を確保する制度です。

●ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ

こども家庭センターにおけるポピュレーションアプローチとは、児童虐待への予防的な取組を広く行うことを指します。一方、ハイリスクアプローチとは、子育てに困難を抱える家庭に特化した取組を行うことを指します。

ま行

●麻しん

一般的には「はしか」と言われています。麻しんウイルスが原因で、感染力が強く、肺炎等の合併症を引き起こすこともあります。MRワクチンとは、麻しん・風しん混合ワクチンのことです。

●未入所児童

保育の必要性の認定（2号または3号）を受け、保育所等に入所を希望しているが、入所できていない児童のことです。

や行

●幼児教育・保育施設

本計画における、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設の総称です。

ら行

●療育手帳

「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。障がいの程度により重度の側からA1、A2、B1、B2の4つの区分があります。また年齢や障害の程度により再判定が必要となります。

資料3 第3期すくすく大分っ子プランの策定経過

年度	月日	会議等	議題
2023	7月18日	第1回庁内検討委員会	策定に係る基本的な考え方、 検討スケジュール
	8月16日	第1回子ども・子育て会議	策定に係る基本的な考え方、 検討スケジュール
	1月4日	大分市子育てに関するアンケート調査（～1月19日まで）	
	2月14日	第2回子ども・子育て会議	策定体制、策定スケジュール
2024	6月10日	第1回庁内検討委員会及び 作業部会合同会議	事業計画案（全体）
	7月31日	第1回子ども・子育て会議	事業計画案（構成・概要） 意見聴取の実施状況
	8月26日	第2回子ども・子育て会議	事業計画案（分野1）
	10月2日	第3回子ども・子育て会議	事業計画案（分野2）
	10月30日	第4回子ども・子育て会議	事業計画案（分野1） 教育・保育の量の見込み及び提供体制の 確保 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 及び提供体制の確保
	12月13日	パブリックコメント（～1月14日まで）	
	2月6日	第5回子ども・子育て会議	パブリックコメント結果報告 事業計画案(全体)の修正
	2月28日	市長答申	計画最終案の市長報告



資料4 大分市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属
◎ 仲嶺 まり子 (古賀 精治)	別府大学短期大学部名誉教授 豊岡短期大学通信教育部教授 (大分大学教育学部)
○ 藤田 敦	大分大学教育学部教授
安藤 覚	児童養護施設森の木
池田 貴士	大分市保育協会
石田 泰秀 (安東 正義)	大分市青少年健全育成連絡協議会
大津 康司	大分市私立幼稚園連合会
大塚 浩 (中島 英司)	大分商工会議所
佐知 真由美	大分市民生委員児童委員協議会
佐藤 義仁	大分市中学校長会
高山 やよみ	大分市母子寡婦福祉会
利光 吉広	連合大分中部地域協議会
那賀 照晶 (平本 泉)	大分市PTA連合会
長田 教雄	大分市児童育成クラブ運営委員会代表者会議
平野 昌美	大分県自閉症協会
淵野 二世	大分県認定こども園連合会
増田 真由美	大分市社会福祉協議会
山田 博 (清水 隆史)	大分市連合医師会
和田 秀幸	大分市小学校長会
内 郁枝	市民公募委員
若林 香葉	市民公募委員

◎は会長 ○は副会長 ()は前任者もしくは前任者の所属

資料5 大分市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日
条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大分市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し市長が必要と認める事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係機関又は関係団体の代表者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て支援に関する専門的な事項を調査審議するため、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第46号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



資料6 大分市子ども条例

平成23年3月16日
条例第1号

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさとをおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。

また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。

3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心を持ち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にすることで、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

2 父母その他の保護者（以下「保護者」という。）は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。
- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。



(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

- 2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実に努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。
- 3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。
- 3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。



資料7 こども基本法（抜粋）

令和4年6月22日
法律第77号

- 第10条** 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- 第13条** 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第2項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

資料8 子ども・子育て支援法（抜粋）

平成24年8月22日
法律第65号

- 第7条** この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。
- 第61条** 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (4) 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第72条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。